

監査委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」の改正について

平成18年9月7日
日本公認会計士協会

監査委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」（平成9年12月8日）を次のように改正する。

新	旧
<p>監査・保証実務委員会報告第56号</p> <p style="text-align: center;">親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い</p> <p style="text-align: right;">平成9年12月8日 最終改正 平成18年9月7日 日本公認会計士協会</p> <p>1. はじめに</p> <p>本報告は、平成9年6月6日の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（以下「意見書」という）の公表、「連結財務諸表原則」及び「同注解」（以下「連結原則」という。）の改訂を受け、連結財務諸表作成に際しての親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱いを明らかにするために、平成9年12月8日に公表された。</p> <p>その後、多くの新たな会計基準の設定や既存の会計基準の改廃が行われてきたところであるが、平成18年5月17日付けで企業会計基準委員会から実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第18号」という。）が公表されたことを契機に、本報告の内容及び表現のうち、実務対応報告第18号等と齟齬を生じている部分を修正し、改めて公表するものである。</p> <p>2. 親子会社間の会計処理の統一の意義</p> <p>親子会社間の会計処理の統一に関して、連結原則においては、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。」とされており、また、意見書において、会計処理の統一に当たっては、より合理的な会計処理の原則及び手続を選択すべきこととされている。この場合、「原則として統一しなければならない」とは、統一しないことに合理的な理由がある場合又は重要性がない場合を除いて、統一しなければならないことを意味する。また、「より合理的な会計処理の原則及び手続」とは、企業集団の財政状態及び経営成績をより適切に表示することとなる会計処理の原則及び手続であると解される。</p> <p>なお、持分法の適用対象となる非連結子会社については、一般に重要性が乏しいと考えられるため、必ずしも統一することを要しない。</p> <p>3. 会計処理の統一方法</p> <p>同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親子会社間の会計処理を統一する場合の手順は、以下のとおりである。</p> <p>なお、在外子会社に関しては「5. 在外子会社の会計処理の統一」を参照のこと。</p>	<p>監査委員会報告第56号</p> <p style="text-align: center;">親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い</p> <p style="text-align: right;">平成9年12月8日 日本公認会計士協会</p> <p>1. はじめに</p> <p>企業会計審議会は、これまでの個別情報を中心としたディスクロージャー制度から連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図ることを目的として、平成9年6月6日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（以下「意見書」という。）を公表し、「連結財務諸表原則」及び「同注解」を改訂した（以下「改訂連結原則」という。）。</p> <p>改訂連結原則は、内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、自己責任に基づく投資者の的確な投資判断と企業自身の適切な経営判断に資するとともに、国際的に遜色のないディスクロージャー制度の構築を目的として公表されたものである。</p> <p>親子会社間の会計処理の統一については、旧連結財務諸表原則では「子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、できるだけ親会社に統一しなければならない。」とされていたが、改訂連結原則では「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。」とされている。</p> <p>本報告は、今回の連結財務諸表原則の改訂を受け、連結財務諸表作成に際しての親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱いを明らかにするものである。</p> <p>2. 親子会社間の会計処理の統一の意義</p> <p>親子会社間の会計処理の統一に関して、改訂連結原則においては、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。」とされており、また、意見書において、会計処理の統一に当たっては、より合理的な会計処理の原則及び手続を選択すべきこととされている。この場合、「原則として統一しなければならない」とは、統一しないことに合理的な理由がある場合又は重要性がない場合を除いて、統一しなければならないことを意味する。また、「より合理的な会計処理の原則及び手続」とは、企業集団の財政状態及び経営成績をより適切に表示することとなる会計処理の原則及び手続であると解される。</p> <p>なお、持分法の適用対象となる非連結子会社については、一般に重要性が乏しいと考えられるため、必ずしも統一することを要しない。</p> <p>3. 会計処理の統一方法</p> <p>同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親子会社間の会計処理を統一する場合の手順は、以下のとおりである。</p>

新	旧
<p>(1) 同一環境下で行われた同一の性質の取引等の識別 「同一環境下で行われた同一の性質の取引等」に該当するか否かの識別は、以下に示すところによる。 営業目的に直接関連する取引については、事業の種類別セグメント単位又は同一セグメント内における製造・販売等の機能別単位その他適当なグループ（以下「事業の種類別セグメント単位等」という。）ごとに判断する。例えば、売上高の計上基準については、事業の種類別セグメント単位等ごとに識別を行う。 また、営業目的に直接関連しない取引については、それぞれの取引目的等ごとに判断する。</p> <p>これらに対し、引当金は将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上されるものであり、計上基準について事業の種類別セグメント単位等又は取引目的等に必ずしも直接関連を有しないと考えるため、各連結会社の状況を踏まえて、企業集団全体として判断することとなる。</p> <p>(2) 企業集団としての会計処理の選択と統一 企業集団として会計処理の統一を必要とする取引等が識別された場合には、当該取引等については、企業集団の財政状態及び経営成績をより適切に表示すると判断される会計処理の原則及び手続を選択する必要がある。したがって、現行実務のように、親会社で採用されている会計処理の原則及び手続に画一的に統一するのではなく、子会社で採用されている会計処理の原則及び手続が、企業集団としての財政状態及び経営成績をより適切に表示すると判断される場合は、当該会計処理の原則及び手続に統一することもある。</p> <p>(3) 個別財務諸表段階での会計処理の統一 連結原則「第二 一般原則二」に定められているとおり、連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならないから、親子会社間の会計処理の統一は、各個別財務諸表の作成段階で行うのが原則である。 なお、親会社又は子会社の固有の事情により会計処理の統一が図られていない場合には、連結決算手続上で修正を行わなければならない。例えば、現行実務において、「リース取引に係る会計基準」において例外処理として認められている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関するオフバランス処理のような会計処理を個別財務諸表で採用している場合で、企業集団の会計処理として原則的方法を採用することとしたときには、連結決算手続において当該方法に修正しなければならない。</p> <p>(4) 会計方針の変更の取扱い 親子会社間の会計処理の統一を目的として会計処理の原則及び手続を変更する場合には、連結財務諸表及び個別財務諸表上、これを「正当な理由」に基づく会計方針の変更として認めるものとする。</p> <p>4. 個別の会計処理基準等に関する取扱い 企業集団として会計処理の統一を必要とする取引等が識別された場合には、当該取引等については、企業集団の財政状態及び経営成績をより適切に表示すると判断される会計処理の原則及び手続を選択する必要がある。</p> <p>(1) 原則として統一すべき会計処理 資産の評価基準、同一の種類の繰延資産の処理方法、引当金の計上基準及び営業収益の計上基準については、統一しないことに合理的な理由がある場合又は重要性がない場合を除いて、親子会社間で統一すべきものとする。この場合の留意点は、以下のとおりである。 たな卸資産の評価基準 たな卸資産の評価基準については、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されることとなるが、平成20年3月31日以前に開始する事業年度において、当会計基準を早期適用し</p>	<p>(1) 同一環境下で行われた同一の性質の取引等の識別 「同一環境下で行われた同一の性質の取引等」に該当するか否かの識別は、以下に示すところによる。 営業目的に直接関連する取引については、事業の種類別セグメント単位又は同一セグメント内における製造・販売等の機能別単位その他適当なグループ（以下「事業の種類別セグメント単位等」という。）ごとに判断する。例えば、売上高の計上基準については、事業の種類別セグメント単位等ごとに識別を行う。 また、営業目的に直接関連しない取引については、それぞれの取引目的等ごとに判断する。<u>例えば、金融業以外の一般事業会社における余資の運用又は長期投資を目的とする有価証券の評価基準については、その保有目的ごとに識別を行う。</u> これらに対し、引当金は将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上されるものであり、計上基準について事業の種類別セグメント単位等又は取引目的等に必ずしも直接関連を有しないと考えるため、各連結会社の状況を踏まえて、企業集団全体として判断することとなる。</p> <p>(2) 企業集団としての会計処理の選択と統一 企業集団として会計処理の統一を必要とする取引等が識別された場合には、当該取引等については、企業集団の財政状態及び経営成績をより適切に表示すると判断される会計処理の原則及び手続を選択する必要がある。したがって、現行実務のように、親会社で採用されている会計処理の原則及び手続に画一的に統一するのではなく、子会社で採用されている会計処理の原則及び手続が、企業集団としての財政状態及び経営成績をより適切に表示すると判断される場合は、当該会計処理の原則及び手続に統一することもある。</p> <p>(3) 個別財務諸表段階での会計処理の統一 改訂連結原則「第二 一般原則二」に定められているとおり、連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならないから、親子会社間の会計処理の統一は、各個別財務諸表の作成段階で行うのが原則である。 なお、親会社又は子会社の固有の事情により会計処理の統一が図られていない場合には、連結決算手続上で修正を行わなければならない。例えば、現行実務において、<u>例外処理又は特例処理として容認されている以下のような会計処理を個別財務諸表で採用している場合で、企業集団の会計処理として原則的方法を採用することとしたときには、連結決算手続において当該方法に修正しなければならない。</u> <u>「リース取引に係る会計基準」において例外処理として認められている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関するオフバランス処理</u> <u>監査委員会報告第55号「外貨建短期金銭債権債務に関する当面の監査上の取扱いについて」によって認められている外貨建短期金銭債権債務の取得時又は発生時の為替相場による換算</u></p> <p>(4) 会計方針の変更の取扱い 親子会社間の会計処理の統一を目的として会計処理の原則及び手続を変更する場合には、連結財務諸表及び個別財務諸表上、これを「正当な理由」に基づく会計方針の変更として認めるものとする。</p> <p>4. 個別の会計処理基準等に関する取扱い 企業集団として会計処理の統一を必要とする取引等が識別された場合には、当該取引等については、企業集団の財政状態及び経営成績をより適切に表示すると判断される会計処理の原則及び手続を選択する必要がある。</p> <p>(1) 原則として統一すべき会計処理 資産の評価基準、同一の種類の繰延資産の処理方法、引当金の計上基準及び営業収益の計上基準については、統一しないことに合理的な理由がある場合又は重要性がない場合を除いて、親子会社間で統一すべきものとする。この場合の留意点は、以下のとおりである。 たな卸資産の評価基準</p>

新	旧
<p>ない場合は連結財務諸表上も従前のとおりの取扱いとなる。すなわち、たな卸資産の評価基準については、事業の種類別セグメント単位等ごとに統一するものとする。なお、特定の事業の種類別セグメント単位等において、親会社が低価基準を採用している場合には、原則として低価基準に統一するものとする。</p> <p>営業収益の計上基準 営業収益の計上基準については、原則として事業の種類別セグメント単位等ごとに企業集団内の親会社又は子会社が採用している計上基準の中で、企業集団の財政状態及び経営成績をより適切に表示すると判断される計上基準に統一するものとする。ただし、請負金額、工事期間等について、親会社及び子会社がそれぞれ合理的な適用基準を定めて工事進行基準を採用している場合には、その適用基準は当面統一を必要としないものとする。</p> <p>(2) 必ずしも統一を必要としない会計処理 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法については、本来統一することが望ましいが、事務処理の経済性等を考慮し、必ずしも統一を要しないものとする。</p> <p>資産の評価方法 たな卸資産及び有価証券の評価方法（先入先出法、平均法等）については、原則として事業の種類別セグメント単位等ごとに統一することが望ましいが、一般に財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼさないと考えられるため、必ずしも統一を必要としないものとする。</p> <p>固定資産の減価償却の方法 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法（定額法、定率法等）については、事業の種類別セグメント単位等に属する資産の種類ごとに統一することが望ましいが、実務上の取扱いとして容認されている事業場単位での償却方法の選択については、連結財務諸表上も認められるものとする。</p> <p>5. 在外子会社の会計処理の統一 在外子会社の会計処理については、実務対応報告第18号が適用されることとなるが、平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度において、実務対応報告第18号を早期適用しない場合は従前のとおりの取扱いとなる。すなわち、在外子会社の会計処理については、本来、企業集団として統一されるべきものであるが、その子会社の所在地国の会計基準において認められている会計処理が企業集団として統一しようとする会計処理と異なるときは、当面、親会社と子会社との間で統一する必要はないものとする。なお、在外子会社が採用している会計処理が明らかに合理的でない認められる場合には、連結決算手続上で修正する必要があることに留意する。</p> <p>6. 連結決算手続上、親会社の会計処理を修正した場合の取扱い 連結決算手続上、親会社の会計処理を修正した場合で、その影響額が重要なときには、その旨、修正の理由及び当該修正が個別財務諸表において行われたとした場合の影響の内容を連結財務諸表に追加情報として注記しなければならないものとする。</p> <p>7. 適用 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>たな卸資産の評価基準については、事業の種類別セグメント単位等ごとに統一するものとする。なお、特定の事業の種類別セグメント単位等において、親会社が低価基準を採用している場合には、原則として低価基準に統一するものとする。</p> <p>有価証券の評価基準 有価証券の評価基準については、その保有目的等ごとに統一するものとする。なお、親会社が低価基準を採用している場合には、原則として低価基準に統一するものとする。</p> <p>営業収益の計上基準 営業収益の計上基準については、原則として事業の種類別セグメント単位等ごとに企業集団内の親会社又は子会社が採用している計上基準の中で、企業集団の財政状態及び経営成績をより適切に表示すると判断される計上基準に統一するものとする。ただし、請負金額、工事期間等について、親会社及び子会社がそれぞれ合理的な適用基準を定めて工事進行基準を採用している場合には、その適用基準は当面統一を必要としないものとする。</p> <p>(2) 必ずしも統一を必要としない会計処理 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法については、本来統一することが望ましいが、事務処理の経済性等を考慮し、必ずしも統一を要しないものとする。</p> <p>資産の評価方法 たな卸資産及び有価証券の評価方法（先入先出法、平均法等）については、原則として事業の種類別セグメント単位等ごとに統一することが望ましいが、一般に財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼさないと考えられるため、必ずしも統一を必要としないものとする。</p> <p>固定資産の減価償却の方法 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法（定額法、定率法等）については、事業の種類別セグメント単位等に属する資産の種類ごとに統一することが望ましいが、実務上の取扱いとして容認されている事業場単位での償却方法の選択については、連結財務諸表上も認められるものとする。</p> <p>5. 在外子会社の会計処理の統一 在外子会社の会計処理についても、本来、企業集団として統一されるべきものであるが、その子会社の所在地国の会計基準において認められている会計処理が企業集団として統一しようとする会計処理と異なるときは、当面、親会社と子会社との間で統一する必要はないものとする。なお、在外子会社が採用している会計処理が明らかに合理的でない認められる場合には、連結決算手続上で修正する必要があることに留意する。</p> <p>6. 連結決算手続上、親会社の会計処理を修正した場合の取扱い 連結決算手続上、親会社の会計処理を修正した場合で、その影響額が重要なときには、その旨、修正の理由及び当該修正が個別財務諸表において行われたとした場合の影響の内容を連結財務諸表に追加情報として注記しなければならないものとする。</p> <p>7. 適用 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

適用

「監査委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」の改正について」（平成18年9月7日）は、平成18年9月30日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。

以上